

土地改良事業施行適否決定公告

桐生土地改良区の土地改良事業（維持管理）の施行認可申請に対し、土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 48 条第 9 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により令和 8 年 1 月 15 日に適当であると決定したから、同法第 48 条第 9 項において準用する同法第 8 条第 6 項の規定により、次のとおり関係書類を縦覧に供する。

なお、この決定について異議のある者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に文書で異議の申出をすることができる。

令和 8 年 1 月 28 日

大津市長 佐藤 健司



- 1 縦覧に供する書類 桐生地区維持管理計画書の写し及び付属書の写し
- 2 縦覧場所 大津市役所産業観光部田園づくり振興課及び大津市役所青山支所並びに桐生土地改良区事務所
なお、大津市のホームページ（<https://www.city.otsu.lg.jp/soshiki/025/1606/o/71029.html>）でも閲覧することができる。
- 3 縦覧期間 令和 8 年 1 月 28 日から同年 2 月 17 日まで